

KSLO NEWS LETTER

Contents	▶ TOPICS 01	「市場区分の見直し」	弁護士／ニューヨーク州弁護士 栗林 勉
	▶ TOPICS 02	「同一労働同一賃金」	弁護士 深野 葉月
	▶ TOPICS 03	「私のこれまでの経歴やサマークラークについて」	サマークラーク生 李 明媛
	▶ KSLO NEWS	栗林総合法律事務所国際セミナーのご案内 『英文秘密保持契約書の作成の仕方』	

TOPICS 01

市場区分の見直し

弁護士／ニューヨーク州弁護士 栗林 勉



現在、東京証券取引所（東証）には、市場第一部、市場第二部、マザーズ、ジャスダックの4つの市場があります。東証では、来年（2022年）4月4日から、現在の市場区分を、プライム市場、スタンダード市場、グロース市場の3つの市場に再編することになりました。

プライム市場は、主に現在の一部上場企業が対象となる市場で、流通時価総額が100億円以上、流通株式比率が35%以上等の要件が課されています。

スタンダード市場は、二部上場企業やジャスダックのスタンダードに上場する企業が対象となります。

グロース市場は、マザーズやジャスダックのグロースに上場している企業が対象となります。

現在の一部上場企業の多くはプライム市場に移行することを検討されていると思われます。プライム市場の主な上場維持基準は次の通りです。

株主数	800人以上
流通株式	2万単位以上
流通株式時価総額	100億円以上
売買高	平均売買代金 2000万円以上
流通株式比率	35%以上
財政状態	純資産額が正であること

東証では、本年7月9日に新市場区分の上場維持基準への適合状況を調べる一次判定を行い、各社に通知しています。東証の発表によると、一部上場企業2191社のうち、約30%にあたる664社がプライム基準を満たしていないということです。但し、希望する新市場区分の上場維持基準を満たしていない場合であっても、「上場維持基準への適合に向けた計画書」を提出すれば、経過措置として、希望先への移行が認められることになっています。

要件未達企業の多くは流通株式時価総額の要件を満たしていないことがあると思われます。「流通株式」を増やすためには、既存株主との話し合いにより、持合株式の解消を図っていくとともに時価総額を増やすための対策を取っていく必要があります。事業計画の見直しや、IR体制の再構築も課題となります。

また、ガバナンスの要件も重要です。プライム市場を目指す企業としては、社外取締役の増員や、指名・報酬委員会の設置などにより、役員や代表取締役の選任が公正に行われるような体制に変えていく必要があります。コーポレートガバナンスコードへの適合を図るための対策を行っていく必要があります。

同一労働同一賃金

弁護士 深野 葉月

1. 「同一労働同一賃金」とは

「同一労働同一賃金」とは、働き方改革の一環として進められている、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）との間の不合理な待遇差の解消を目指す制度です。これに伴い、いくつかの法改正が行われ、改正労働者派遣法については大企業・中小企業ともに令和2年4月1日から施行されました。パートタイム・有期雇用労働法については大企業においては令和2年4月1日から施行されておりましたが、令和3年4月1日から中小企業においても施行となりました。

そこで、今回は、この本年4月1日に中小企業においても施行となったパートタイム・有期雇用労働法（以下「法」と省略することがある。）の概要について紹介したいと思います。

2. パートタイム・有期雇用労働法

（1）法律の正式名称

パートタイム・有期雇用労働法というのは、厚生労働省その他一般で使われている名称であって、法律の正式名称は「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」となります。

（2）不合理な待遇の相違を解消するための規定の整備

パートタイム・有期雇用労働法では、有期雇用労働者・パートタイム労働者の均衡待遇及びパートタイム労働者の均等待遇を規定した、従来の労働契約法第20条、パートタイム労働法第8条・第9条を基礎として、その内容の統合を行い、均等待遇規定の適用対象を有期雇用労働者にも拡張するなどしました。これにより、有期雇用労働者・パートタイム労働者の均衡待遇・均等待遇に関しては次のように規定されました。

①「均衡」待遇（法第8条）

有期雇用労働者・パートタイム労働者の

- i 基本給、賞与、その他の待遇のそれぞれについて、
- ii 同一事業主に雇用される通常の労働者と比較して、
- iii 業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、

不合理な相違を設けてはならない。

②「均等」待遇（法第9条）

有期雇用労働者・パートタイム労働者のうち

- i 通常の労働者と職務の内容が同じであって、
- ii 雇用関係の全期間において職務の内容及び配置の変更範囲が通常の労働者と同一となることが見込まれるものについて、
- iii 基本給、賞与、その他の待遇のそれぞれについて、
- iv 有期雇用労働者・パートタイム労働者であることを理由として、

差別的な取り扱いを行ってはならない。

（3）労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

パートタイム・有期雇用労働法では、以下のとおり事業主の説明義務が定められました。

①事業者は、パートタイム労働者・有期雇用労働者を雇い入れたときは、待遇（不合理・差別的な待遇の相違を設けていないこと、賃金、教育訓練等）に関する説明をしなければならない（法第14条1項）。なお、有期雇用労働者については、労働契約の更新をもって雇入れることとなるため、更新の都度待遇に関する説明が必要となります。

②事業者は、パートタイム労働者・有期雇用労働者から求められたときは、通常の労働者との待遇の相違の内容・理由、待遇決定の際に考慮した事項を説明しなければならない（法第14条2項）。そして、事業主は、この説明を求めたパートタイム労働者・有期雇用労働者に対し、この説明を求めたことを理由として不利益な取り扱いをしてはならないとされており（法第14条3項）。

事業主は、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対して通常の労働者との待遇の差を設ける場合、その理由等の説明ができるよう適切に準備をすることが重要となります。

（4）その他

パートタイム・有期雇用労働法では、事業主が均等待遇・均衡待遇や待遇に関する説明義務に違反した場合等の行政上の履行確保措置（報告の徴収・助言・指導・勧告等）や、裁判外紛争解決手続（行政ADR）に関する規定も整備されました。

私のこれまでの経歴やサマークラークについて

サマークラーク生 李 明媛

皆さま、初めまして。栗林総合法律事務所にてサマークラークとして働いております、李と申します。私は少々変わった経歴を持っていて、その点について紹介したいと思います。

1. 大自然アルプスでの高校生活

私は、フランス語圏に位置するスイス・レザンにある、全寮制のボーディングスクールに通っていました。学校の公用語は英語で、先生の大半はネイティブ・イングリッシュスピーカーなので、授業の半分程度は英語で行われます。しかしながら、その学校は日本人を対象とした高校で、その学校を卒業すると、日本の高等学校と同等の卒業資格を取得できるので、日本の大学へ進学も可能ですし、海外の大学へ進学することも可能です。

私は、グローバルな人材になりたいという一心で、高校での留学を決め、また、日本の大学へ進学できるという利点があることから、スイスにある日本人学校への進学を決意しました。

スイスの学校生活で思い出に残っている行事の一つに、模擬国連があります。模擬国連とは、オランダ・ハーグで開催される1週間の会議であり、世界中から集まった3千人以上の高校生たちが、国連と同じ方式で世界の問題について議論します。世界各国から集まった高校生と、時には激しく意見をぶつけ合いながら、世界で起きている社会問題についての解決策を何日もかけて話し合うという機会は、大変貴重な体験でした。模擬国連に参加して、達成感を感じるとともに、将来は海外の人たちと協働して課題解決を行うような、グローバルな仕事に就きたいと思うようになりました。

2. AO入試で慶應大学法学部へ

スイスの高校在学中は、塾にも通えないため、ほとんどの学生は大学進学準備を高校卒業後に行うことになります。私もその例にもれず、高校在学中は受験勉強を一切行いませんでした。それにもかかわらず、多くの卒業生は、短い受験期間を経て、日本の有名難関大学に進学します。それは、AO入試とスイスの高校の卒業生は相性がよく、多くの卒業生はAO入試を使って受験をするからです。

AO入試とは、総合型選抜入試のことを指し、ペーパーテストだけに依らない選抜制度を総称した入試形態のことです。大学と受験生とのマッチングを重視した入試であり、受験生の大学への志望理由と、大学側のアドミッションポリシーがどの程度マッチしているかを、志望理由書、面接、グループディスカッション、小論文等を用いて審査します。

慶應義塾大学法学部法律学科は最大80名のAO入試合格枠があり、倍率は一般入試よりも高いのですが、私が高

校生活を通して行った模擬国連の活動や、その経験を経て生じた大学進学への明確な志望動機が評価され、無事、慶應義塾大学法学部法律学科へ進学することができました。

3. 慶應ロースクール

私は、法曹になることを目指しているので、慶應大学を経て、慶應ロースクールへ進学しました。慶應ロースクールに進学して良かったことは、数多くの優秀な友人に恵まれたことと、実務を垣間見られる経験を多数積むことができたことです。慶應ロースクールには、友人たちと自主ゼミを組み、互いに答案を添削し合うという文化があるのですが、友人の答案を見ることによって、自分に足りない点を知り、補うことができ、また、試験勉強へのモチベーションを保つことができました。

そして、慶應ロースクールには、エクスターンシップ制度が充実しております。私はこのエクスターンシップ制度を活用して、法律事務所での研修、企業での研修、海外ロースクールでの研修を行いました。実務がどのように動いているのかを知ることによって、普段の机上の勉強では見えない考え方に気付かされ、法律を立体的に学ぶことができました。

4. サマークラーク

司法試験結果発表前の時間的に余裕がある時期に、様々な法律事務所を見て、今後の就職活動の指針にしたいと思い、栗林総合法律事務所でのサマークラークに応募いたしました。サマークラークの内容としては、法律相談に対する回答づくり、契約書のレビュー、英文メールのドラフト作成等、実際に先生方が行っている業務を補助することです。先生方の働きぶりを間近に見ることができ、また、先生方から実務的なお話を聞く機会も多々あり、大変貴重な経験を積むことができると同時に、自分の勉強の足りなさを痛感する日々です。

短い期間ですが、栗林総合法律事務所でのサマークラークから沢山のことを吸収し、今後の法曹生活に最大限活かせるように更なる勉強に励みたいと思っています。



KSLO NEWS

栗林総合法律事務所国際セミナーのご案内

日時	2021年10月8日(金) 午後6時～7時半
場所	zoomにて開催
テーマ	『英文秘密保持契約書の作成の仕方』

会社の秘密情報を保護するには、秘密保持契約書の作成が重要となります。取引の相手方との秘密保持契約書はもちろん、会社内部の人間（従業員、下請け先）との契約関係にも配慮が必要となります。本セミナーでは、英文秘密保持契約書の作成に関する基本的事項を勉強したいと思います。

お申し込みはメールまたはお電話で



info@kslaw.jp



03-5357-1750

リモートでの打合せの実施

当事務所では、お客様のご要望に合わせ、お電話やZOOM等を利用したリモートでのお打合せも実施しております。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、直接対面してお打合せがご心配な方も、是非お気軽にご相談ください。

海外進出・英文契約・企業法務のご相談は栗林総合法律事務所へ

KURIBAYASHI SOGO
栗林総合法律事務所



03-5357-1750

● 受付時間：9：00～18：00 ● 定休日：土日・祝日